

## 大飯発電所4号機の運転上の制限の逸脱について

2022年3月16日

関西電力株式会社

大飯発電所4号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力118万キロワット、定格熱出力342万3千キロワット）において、第18回定期検査中、本日6時11分、原子炉格納容器内状態監視盤の原子炉水位に関する警報が発信しました。直ちに状況を確認したところ、原子炉水位を計測する計器の一つ（重大事故等対処設備）で指示値が表示されない状態となっていることを確認しました。

このため、同日7時3分に保安規定の運転上の制限\*を満足していない状態にあると判断しました。

なお、原子炉の水位については、他の水位計により確認できており、警報発信時において異常がないことを確認しています。

現在、原因について調査を行っています。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

※：保安規定第90条において、原子炉に燃料が装荷されている状態で重大事故等対処設備により原子炉水位を監視することが求められている。

以 上

表 90-16 計装設備

90-16-1 計装設備

分類	機 能 <sup>※1</sup>		所要子 ヤンネ ル数	通用 モード	所要子ヤンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>	確認事項	
	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>				項 目	頻 度
原子炉圧力容器内の温度	1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 主要パラメータの他ループ ② 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 1、2、 3、4、 5 および 6	A. 1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを 1 手段以上動作可能な状態に復旧する。 D. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直課長は、モード 5 にする。 E. 1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※5</sup> 。 および E. 2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回 当直課長	電気保修課長
	1 次冷却材低温側温度 (広域)	① 主要パラメータの他ループ ② 1 次冷却材高温側温度 (広域)	1				
	[炉心出口温度] <sup>※4</sup>	① 1 次冷却材高温側温度 (広域) ② 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1				
原子炉圧力容器内の圧力	1 次冷却材圧力	① 主要パラメータの他子ヤンネル ② 1 次冷却材高温側温度 (広域) ③ 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1				
	[加圧器圧力 (CRT)] <sup>※4</sup>	① 1 次冷却材圧力	1				
原子炉圧力容器内の水位	加圧器水位	① 主要パラメータの他子ヤンネル ② 原子炉水位	1				
	原子炉水位	① 加圧器水位	1				
	[1 次冷却系統水位] <sup>※4</sup>	① 1 次冷却材高温側温度 (広域) ① 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 5 および 6			

※1： プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器讀入速率検査時に計器保護のため隔離している場合は、動作不能とはみなさない。

※2： 代替パラメータに起動する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3： チャンネルごとに個別の条件が適用される。

※4： [ ] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※5： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。